

富山データ連携基盤へのデータ提供に関する規約

富山データ連携基盤へのデータ提供に関する規約（以下、「本規約」という。）は、富山データ連携基盤へのデータ提供に関し、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第1条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データ提供者 本規約に同意の上、富山データ連携基盤にデータを提供する者をいう。
- (2) 提供データ 本規約に基づき、データ提供者が富山県（以下、「本県」という。）に対し提供する、データ提供者が利用権限を有するデータをいう。なお、提供データには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める個人情報は含まない。
- (3) 本目的 本県が、提供データを富山データ連携基盤で公開し、第三者にAPIで提供すること及び県内におけるデータ利活用を推進するために提供データを用いて分析や予測等を行うことをいう。
- (4) 派生データ 本県が、提供データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータをいう。

（登録）

第2条 データの提供を希望する者は、本規約に同意し真正かつ正確な所定の情報（以下「登録事項」という。）を提供することにより、本県に対し、データ提供者としての登録を申請することができる。

- 2 本県は、前項の申請に対する登録の可否を判断し登録を認める場合には、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の通知をもって申請者と本県との間で本規約を内容としたデータ提供に係る契約（以下「本契約」という。）が成立し、申請者はデータ提供者としてデータ提供することができるようになる。
- 4 データ提供者の名称、所在地その他の登録事項に変更が生じた場合、当該データ提供者は直ちにその旨を本県に届け出るものとする。
- 5 データ提供者は、提供データの提供を終了するときは、その旨を本県に届け出るものとする。
- 6 本県は、前項の届出を受領した場合、第15条の規定に基づき契約終了後の措置を行うものとする。

(提供データの提供方法)

第3条 データ提供者は、本契約の有効期間中、本県に対して提供データを、本県が指定する方法で提供する。ただし、データ提供者は、本県の書面による事前の承諾を受けた場合は、承諾を受けた方法で提供データを提供することができる。

(提供データの利用許諾)

第4条 データ提供者は、本県に対して、提供データを本契約の有効期間中、本目的の範囲内でのみ利用することを許諾する。

2 データ提供者は、本県以外の者が富山データ連携基盤ダッシュボード利用規約、または富山データ連携基盤公開API利用規約の内容に基づいて提供データを利用することを許諾する。

3 本県は、本規約で明示的に規定されるものを除き、提供データについて内容の訂正、追加または削除を行うことのできる権限を有しない。

4 本県は、データ提供者の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で提供データを加工、分析、編集、統合その他の利用をしてはならない。

5 提供データに関する知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これに限らない）は、データ提供者に帰属する。ただし、提供データのうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

(対価)

第5条 提供データの利用許諾に対する対価は無償とする。

(提供データの保証)

第6条 データ提供者は、提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。

2 データ提供者は、提供データの正確性、安全性、本目的への適合性及び提供データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証する。

(責任の制限等)

第7条 本県による提供データの利用（本契約に違反しない態様での利用に限る。）に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という。）が生じた場合、データ提供者の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因及び関連して本県が損害、損失及び費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という）を被った場合、データ提供者は損害等を負担するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、本県は、本契約に違反する態様での提供データの利用に起因もしくは関連して生じた紛争等について、本県の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因及び関連してデータ提供者に損害等が発生した場合、本県は当該損害等を負担するものとする。

(利用状況)

第8条 データ提供者は、本県に対し、本県による提供データの利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。

(提供データの管理)

第9条 本県は、提供データを善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない、適切な管理手段を用いて、自己の保有データと同等程度の管理措置を講ずるものとする。

- 2 データ提供者は、提供データの管理状況について、本県に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、提供データの漏えい及び喪失のおそれがあるとデータ提供者が判断した場合、データ提供者は、本県に対して提供データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告及び是正の要求がなされた場合、本県は速やかにこれに応じなければならない。

(損害軽減義務)

第10条 本県は、提供データの漏えい、喪失、目的外利用等本契約に違反する提供データの利用（以下、「提供データの漏えい等」という）を発見した場合、直ちにデータ提供者にその旨を通知しなければならない。

- 2 本県の故意及び過失により、提供データの漏えい等が生じた場合、本県は、自己の費用と責任において、提供データの漏えい等の事実の有無を確認し、提供データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をデータ提供者に報告しなければならない。

(秘密保持義務)

第11条 データ提供者及び本県は、本契約を通じて知り得た、相手方が開示にあたり、書面に秘密であることを表示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、提供データは本条における「秘密情報」には含まれない。）を、厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、

提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使及び義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報

3 被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員及び法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。

4 本条に基づく義務は、提供データの提供を終了した後も5年間存続する。

(派生データ等の取扱い)

第12条 派生データに関しては、当事者間で別途合意した場合を除き、本県のみが一切の利用権限を有する。

2 提供データの本県の利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権は、本県に帰属する。

(有効期間)

第13条 本契約の有効期間は、データ提供者が提供データの提供を終了するまでとする。

(不可抗力免責)

第14条 本契約の有効期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止及び緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他データ提供者及び本県の責に帰すことができない事由による本契約の全部及び一部の履行遅滞もしくは履行不能については、データ提供者及び本県は責任を負わない。

(解除)

第15条 データ提供者又は本県は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なしに直ちに本契約の全部及び一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失及び背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、及び仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 データ提供者及び本県は、相手方が本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部及び一部を解除することができる。
- 3 データ提供者及び本県は、第1項各号のいずれかに該当する場合及び前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

(契約終了後の措置)

第16条 本県は、本契約の終了後、理由の如何を問わず、提供データを利用し
てはならず、速やかに受領済みの提供データ（複製物を含む）を全て廃棄及
び消去しなければならない。

- 2 データ提供者は、本県に対し、データが全て廃棄及び消去されたことを証
する書面の提出を求めることができる

(反社会的勢力の排除)

第17条 データ提供者及び本県は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくな
った時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会
屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる
者（以下総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、
及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても
該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する

こと

- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 データ提供者及び本県は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を一切行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) 反社会的勢力の活動を助長し又はその運営に資する行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
- 3 データ提供者及び本県は、相手方が本条に違反した場合には、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
- 4 データ提供者及び本県は、前項に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わず、当該解除に起因して自己に生じた損害については、相手方に対し損害賠償を請求することができる。

(残存条項)

第18条 本契約終了後も、第4条第3項及び4項（受領者の義務）、第7条（責任の制限等）、第11条（秘密保持義務）、第12条（派生データ等の取扱い）、第15条（解除）、第16条（契約終了後の措置）、第17条（反社会的勢力の排除）、本条（残存条項）、第19条（権利義務の譲渡の禁止）、第22条（準拠法及び管轄裁判所）は有効に存続する。

(権利義務の譲渡禁止)

第19条 データ提供者及び本県は、相手方の事前の書面による承諾のない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。

(規約の変更)

第20条 本県は、本規約を変更する旨及び変更後の内容並びに変更の効力発生時期をあらかじめ周知することにより、データ提供者の個別の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとする。変更後の本規約の効力は、あらかじめ公開した時点より効力を生じるものとする。

(分離可能性)

第21条 本規約のいずれかの条項が法令又は裁判所により無効又は執行不能であるとされた場合であっても、本規約のその他の条項の有効性に影響を与えないものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第22条 本規約は日本法に準拠し、日本法に基づいて解釈される。

2 本契約に関する紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

(その他)

第23条 本規約は、令和6年4月25日から適用する。